

第八期東京都障害者施策推進協議会  
(第6回専門部会)

平成29年12月22日

福祉保健局

(午後5時02分 開会)

○松矢部会長 それでは、定刻になりましたので、東京都障害者施策推進協議会の第6回専門部会を開催いたします。年末にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、拡大専門部会といたしまして、専門部会委員以外の協議会委員の皆様にもご出席いただきまして、議論を進めてまいります。

それでは、まず初めに、事務局から委員の出席状況等についてご説明をお願いします。

○渡辺課長 計画課長の渡辺でございます。本日もお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。着座にて説明させていただきます。

本日、委員の方のご出席状況ですけれども、協議会の委員につきましては、石川委員、小澤委員、高橋都彦委員、眞壁委員、それから西田委員、山田委員からご欠席との連絡を受けております。また、専門委員につきましては、榊原委員、笹生委員、嶋津委員、水野委員からご欠席の連絡をいただいております。また、安部井委員と山下委員、それから協議会委員の坂本委員におかれましては、ちょっとおくれるというふうに連絡をいただいております。

委員の出席については、以上でございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。次第を1枚めくっていただきますと、配付資料の一覧がございます。まず資料1でございますけれども、推進協議会の委員の名簿でございます。資料2、推進協議会の専門委員の名簿でございます。資料3が推進協議会の書記の名簿でございます。資料4、協議会の開催日程、本日から二つ目の欄にありますように、平成29年12月22日、第6回専門部会（拡大）ということでございます。資料5、東京都障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に向けて（提言）（案）でございます。資料6が「障害福祉サービスの報酬改定に向けての国への緊急提案を行いました」。資料7につきましては、「都民の生活実態と意識」の結果ということで、調査結果でございます。資料8が東京都福祉のまちづくり推進協議会からの意見具申の冊子でございます。資料9が、東京都特別支援教育推進計画（第二期）の概要でございます。資料10が移動支援事業の平成28年度の実績でございます。

それから、事前にお送りできなかった資料として、12月20日に東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の構成と基本的な考え方についてのパブリックコメントを開始いたしましたので、そのプレス発表の資料をおつけしてございます。

また、参考資料につきましては、前回と同じものを机上に配付しております。

なお、委員の提出資料ですけれども、谷代委員からのものは事前にお送りさせていただいたのですが、柴田委員からご提出いただいていた資料を皆様にお送りするのを、事務局の手落ちで失念しておりまして、本日配付しております。柴田委員と谷代委員から委員の提出の資料をいただいておりますので、お配りしております。柴田委員に

おかれましては、まことに申しわけございませんでした。

本協議会についてですけれども、審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきます。また、本日は傍聴者の方もいらっしゃいますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○松矢部会長 それでは、議事に入ります。本日は、協議会の提言案について審議予定となっております。その関連資料が提出されています。

まず資料について、事務局から説明をお願いします。

○渡辺課長 それでは、資料についてご説明申し上げます。資料のほう、通しでちょっと長くなりますが、説明させていただきたいと思います。

まず、資料5の、本日の議題であります「提言」についてでございます。まず目次をお開きいただいて、目次の2ページ目になりますけれども、本日の資料の本文中の、今日、議題といたします主な変更箇所に関する表記についてご案内させていただきます。四角に囲ってある部分ですが、本文中における強調表示についてという部分で、星印で囲った、下線を引いた部分が、今回、前回の部会でのご発言等を踏まえ追加・修正した部分となっております。それから、⑤から始まる下線というのを引いた部分がございませぬけれども、こちらは第5回の専門部会で、それまでのご発言等を踏まえ追加・修正した部分になります。また、④と始まる下線を引いた部分がございまして、こちらはさらに前の第4回の専門部会で、第1回から3回までの発言等を踏まえ、前期の提案の内容から新たに大きく変えた部分等をお示ししてございます。本日拡大部会ということで、専門部会委員以外の協議会の委員の皆様にもご出席いただいておりますので、部会での議論の経過をお示しするためにも、このような強調表示をさせていただいております。

それでは、本日は、星マークで囲まれました部分を中心に、ご説明をさせていただきますと思います。

まず初めに、提言案の全体構成でございます。2ページをごらんください。障害者施策の三つの理念を掲げてございます。内容につきましては、前回から継続するものでございますけれども、今回の提言案のまとめに当たっては、共生社会の実現というテーマを冒頭にもってきています。

それから、また、3ページですけれども、この三つの理念を達成するための5つの施策目標というのを掲げています。こちらのほうも理念の順番に合わせまして、共生社会実現に向けた取組の推進という部分を冒頭にもってきております。提言案は、この施策目標の順番にまとめています。

次に、4ページをお開きください。施策目標Iの共生社会実現に向けた取組の推進でございます。この部分は、前回の部分での検討も踏まえまして、見出しと内容の整理をさせていただきました。まずこの章に関する見出しを大きく三つに、1「障害及び障害者への理解促進と差別の解消に向けた取組」、2「スポーツ・文化芸術活動や地域活動

等への参加の推進」、3「ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり」というふうに三つに整理しました。

次に、内容についてですけれども、1の障害及び障害者への理解促進と差別の解消に向けた取組のところでは、丸の一つ目と二つ目で、東京都の条例を制定するということに至るまでの障害者差別解消法の施行、それから法の施行や法の施行後の東京都の普及啓発の取り組みなどについて触れた上で、条例制定によって相談、紛争解決の仕組みの整備ですとか理解促進、それから情報保障などを一層進めていくべきという流れについて、三つの丸の文章で整理し、加筆してございます。

続いて、この流れを受けまして、(1)としまして、まず障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進というふうに整理しまして、前回ご説明いただいた心のバリアフリーの部分を加筆した上で、前回の案で理解促進と心のバリアフリーについて、ばらばらになっていましたので、ここの部分に統合しています。

また1枚めくっていただきまして、5ページに続きますが、(2)として、ここの部分に情報バリアフリーの推進ということを掲げています。

それから次、2番ですけれども、スポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加の推進というふうに大きくまとめています。前回の案では、まだ別途検討として文案を示しておりませんでした。障害者スポーツの推進と文化芸術活動の推進について、新たに記載を加えております。計画期間に実施されます東京2020オリパラ大会を契機として、スポーツや文化活動の一層の推進、といった内容を記載しているところです。

それから、6ページをごらんください。(3)として、身近な地域社会への参加の推進というものを設けました。前回の部会では、丸の二つ目のほうにあります、⑤と書いてありますけれども、日中活動や就労後に過ごす場、青年・成人期の方が過ごす場として、地域活動の場や余暇の支援が重要という意見を踏まえまして、この丸の二つ目のほうの文案をお示ししていましたが、部会の検討の中でさらに生涯を通じた学びの充実が必要ということや、孤立やひきこもりということへの幅広い理解や対策が必要という観点から、多くの意見をいただきましたので、基本理念Iにも地域の中で学び、楽しみというような文言を載せておりますので、この表現にも対応するものとして、ここに集約して一番目の丸の文章を加筆いたしました。

内容としては、この前の部分に記載のあるスポーツ・芸術活動を初め、生涯にわたり、さまざまな学習活動やレクリエーションに参加したり、余暇活動を楽しむことは人生を豊かにすることであるという前書きを置きまして、障害のある人もこういった活動に参加できないことがないように合理的配慮が求められるとともに、学びと交流を通じて、孤立したりひきこもってしまわないよう、さまざまな配慮が必要であるという記載をしています。

また、二つ目の丸には、ご意見を踏まえまして、社会生活技術の習得とか、ボランティア活動といった例示も加えたところです。ここのところを大きく書き加えています。

続いて、3のユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりでは、前回の部会で説明のあった福祉のまちづくり推進計画における検討状況ですとか、それから2020大会に向けて、アクセシビリティ・ガイドラインが策定されていることも踏まえて、バリアフリー整備のさらなる充実が必要というご意見を踏まえまして、今回新たに提示しているものです。

それから、7ページ以降が施策目標Ⅱ、地域における自立生活を支える仕組みづくりの部分になります。8ページのほうをごらんください。障害福祉サービスの提供体制を確保するためには、障害者の高齢化、重度化に対応した基盤整備が必要という意見を多くいただいております、そのための記述を充実してきたところですがけれども、このところに前回、若年の難病の方などで医療依存度が高い方の利用できるサービス等の拡大が必要とのご発言を受けまして、ここに医療的ケアという観点がなかったので、星印のところですがけれども、医療的ケアを要する障害者が、地域で医療的な支援を受けながら、障害福祉サービスを利用できるよう体制を構築する必要があるという部分を加筆しています。

それから、次が9ページです。(2)障害者の虐待防止と権利擁護という表題のところに線が引いてあります。第3回の部会の際に、共生社会の議題の中で検討いたしましたことから、施策目標Ⅰのところに記載しておりましたがけれども、前の提言の構成と同様、相談支援体制等の部分に記載するように、記載の場所を整理し直したものです。

それから、10ページの(4)地域生活支援事業の部分にも線を引かせていただいております。こちら、委員のご発言を踏まえまして、区市町村及び都は、障害福祉計画に掲げた地域生活支援事業の実施に関する事項について定期的に調査を行い、必要があると認められるときは、計画の変更を行っていく必要があるということで、定期的な調査について、障害福祉サービスと同様の文言を加筆しています。

それから、11ページに移っていただきますと、こちらのイの部分からの福祉施設入所者の地域生活への移行目標、それから次ページにかけて入所施設定員の部分の目標に関しての記述を踏まえ、重度の方は施設で受けとめるというだけでなく、地域での支援も明確に位置づけるべきというご意見をいただいております。また、地域支援についても、グループホーム「等」というふうに書いていたのですがけれども、グループホームだけでなく、強度行動障害の方を重度訪問介護やその他多くの地域の事業者の方が連携体制をとって支援しているという例などもご紹介いただきましたので、こちらのイのほうの地域移行の部分に星があるように、訪問系サービスや日中活動系サービスも含めて、地域全体での支援体制の充実が求められているということを加筆しているものです。

それから、14ページまで飛んでいただきまして、4、一般住宅への移行支援のところでございます。こちら前回ご説明いただいた部分で、新たに記載を追加したものでございます。

最後の丸ですがけれども、直近の動きとしまして、改正住宅セーフティネット法の施行

にあわせて、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度についても、新たに記載を加えているところです。

それから、15ページをお願いします。(2)の精神障害者のところです。ひきこもりの方に対する取り組みの記載が必要というご発言がございましたので、精神保健福祉センターにおける相談等の取り組みの中で、ひきこもりという表現を加筆しています。

それから、もう1枚めくっていただいて16ページでいます。(4)の一番下のところですが、丸の高次脳機能障害者と書いてある三つ目のところに線を引いてございます。ここは2番、3番、4番で記載した精神障害、発達障害、高次脳機能障害については、という書き出しになってはいますが、これらの障害には、周りから、あるいは本人からも気づきにくい、気づかれにくいということがあって、なかなか専門相談につながらないという共通の特性がある。一方で、保健・医療・福祉などの窓口だけでなく、例えば、若者の相談とか就職の普通の相談などからつながっていく可能性もあるのではないかとということで、部会長にもご助言をいただきまして、そうしたより広い範囲のさまざまな分野の相談機関等をはじめとして、関係者等の理解、連携の緊密化を図ることが気づきのために重要ではないかということ、ここにまとめて加筆しているものでございます。

また、次に(5)の難病患者に関する記述につきましては、難病患者に対して関係機関との連携が重要、障害福祉サービスの利用の周知について工夫が必要というご意見を伺っておりますので、在宅医療支援体制の充実を図ることが必要という記述と、その下のところで難病医療費助成の申請時を活用した制度の周知などについて、加筆をしているところでございます。

それから、次が17ページです。17ページの安全・安心については、災害時における障害者支援と地域生活における安全・安心の確保ということで、これは前回報告させていただいたものを中心に加筆したものでございます。

それから、少し飛びまして、20ページをごらんください。2の特別支援教育の充実でございます。前回の部会での検討ですとか、本日の資料9にあります東京都特別支援教育推進計画(第二期)などを踏まえまして、今回追加をさせていただきました。この中では、委員の方から既に意見が出ていました、福祉と教育の連携を強調してほしいというようなことにつきまして、この前の部分の1(3)の障害児支援の基本的な考え方の部分についても、同様の連携の部分に記載していますけれども、上から四つ目の丸のところにも、児童・生徒のライフステージ全体を見通して、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関の連携が重要であるといったようなことを記載しています。

また、その次の丸と、その次の丸で、全ての学校における発達障害の児童・生徒への配慮や、特別支援学校における医療的ケアの必要な児童・生徒への配慮等についても記載しているところでございます。

それから、21ページをごらんください。職業教育の充実としまして、前回の部会で説明のありました特別支援学校高等部における職業教育の充実などについて、学校の障

害種別、視覚障害特別支援学校をはじめ、聴覚、知的、肢体といったような学校種別にまとめて加筆した内容となっております。

それから、最後ですけれども、26ページでございます。おわりにという部分をつけさせていただきました。今回さまざまな意見をいただきましたけれども、今回の検討の大きな背景について、再度触れてまとめた上で、長期的な課題ですとか、国において解決すべき問題がまだまだあるということ。必要に応じて、国に都は提案要求をすべきであること。それから、次期計画期間中も継続して、今期議論してきた内容を評価、審議していく必要などについて、総論的にまとめとして、おわりにということで盛り込んでいます。

提言案については以上でございます。

続いて、資料6からの添付の資料について、簡単に説明させていただきます。

資料6は、11月14日に私どもから国に対して障害福祉サービスの報酬改定に向けた緊急提案を行いましたので、その提案書を添付しているものでございます。会議の中でも、委員の方から、障害福祉サービスの報酬等について加算をすべきといったような意見をいただきましたが、基本的には国において見直していくべきものでありまして、今年、報酬改定年に当たっていることから、都としてはこういった提案要求をしているということをご理解いただきたいと思います。

それから、資料7につきましては、これも部会後の11月21日にプレス発表されたもので、「都民の生活実態と意識」という調査をしています。この中では、今回都民の方のバリアフリーに関する意識などの調査項目がございます。

資料8は前回の部会でも説明していただきましたが、その後に東京都福祉のまちづくり推進協議会から、「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備の方向性について」ということで、都に意見具申がされております。その冊子を添付しております。今後、また指針に基づいて計画等を見直していくというふうに聞いてございます。

それから、資料9です。前回の部会で特別支援教育の主な論点につきましてはご説明いただいたところですが、本年2月に策定された特別支援教育推進計画（第二期）の全体の概要と示したものの資料について、ご要望がありましたので、概要版ということで添付させていただいております。

次の資料10でございますけれども、委員からのご要望のあった移動支援についての実態として、現在、都が把握している資料ということでしたので、28年度の実績が入ったものを添付しています。

それから、先ほども説明いたしましたが、12月20日に東京都の差別解消の条例の構成と基本的考え方ということで、パブリックコメントを開始いたしましたので、資料を添付しております。本日、これからの議論のご参考となればと思っております。

資料については、説明は以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。それでは、事務局からの説明を踏まえながら、これから審議を進めたいと思います。

今、説明がありましたけど、今回が専門部会の最終回ですので、私も参加して、この版をまとめさせていただきました。重要なことは、積み重ねでできたものですから、渡辺課長が説明したように積み重ねでできているということを知る表記をつけてあります。その積み重ねてきているということ、今日は協議会委員の方々も参加ですので、そういうプロセスを理解していただきながら、ご発言があればしていただきたいと、そういうふうに思います。

かなり内容がたくさんあり、長いものですから、これからの協議を二つに切って、区切りながら議論を進めていきたいと思います。

まず、はじめにのところで、第1の障害（児）福祉計画に係る基本的事項。第2、目標達成のための施策と取組のⅠ、共生社会実現に向けた取組の推進。Ⅱ、地域における自立生活を支える仕組みづくりまで、提言のページ数でいくと、17ページまでの範囲を先に議論していきたいと思います。

この議題については、柴田委員、谷代委員から事前に資料をいただいておりますので、各委員、5分程度で説明をお願いいたします。

それでは、まず柴田委員、お願いいたします。前半の部分ですね。

○柴田委員 前半の部分ですね。今までの議論を丹念に拾っていただいて、ありがとうございます。

今日、意見書を出したのですが、先にそのところを述べたいと思います。6ページの一番上の（3）身近な地域社会への参加の促進の二つ目の丸ですけれども、3行目に「集団活動を行う取組に対して積極的に支援する必要がある」とありますが、集団活動でなくても、さまざまな活動はありますし、特に自閉症系の人たちは集団ということ自体が苦手ということもありまして、ここの趣旨からいうと、集団という言葉がなくてもいいのではないかと思いますので、例えば、「活動を行う取組に対して」とか、あるいは「活動を行う団体の取組に対して」というような表現にさせていただけないかと思います。

それから、12ページ、ウの入所施設の定員に関する考え方の二つ目の丸の、点の二つ目、最重度の障害者、重複障害者等、専門的な支援が必要な障害者の利用ニーズに応じていく必要があるというところですが、その利用ニーズに確実に応えていくための仕組みの検討というような表現が望ましいという意見が、自閉症協会から出ています。また、専門的な対応は施設だけではなくて、訪問看護や重度訪問介護等を活用した地域での支援でも同時に図る必要があるのではないかと思います。

それから、教育のところは今、入るのでしょうか。

○松矢部会長 教育は後になりますね。

○柴田委員 教育は後で。わかりました。まずその2点について、お願いしたいと思いま



す。

- 松矢部会長 ありがとうございます。それでは、続いて谷代委員、お願いいたします。
- 谷代委員 公募委員の谷代です。今回は発表の機会を与えてくださり、ありがとうございます。また、第5期計画書提言案に精神障害者の生活を支える家族に対しての支援につきましても追加をしていただき、本当にありがとうございます。今後、この追加いただいた家族支援サービスが具体的になり、提供が実現されますことを願っております。

今回は、精神障害に対する偏見や差別解消に向けた取り組みをさらに進めてほしいという思いから、意見書としてまとめさせていただきました。意見書のほうには、和光大学の伊藤教授の論文に記載されていた提言を抜粋をさせていただき、「制度的差別の廃止によって自動的に偏見がなくなるわけではなく、偏見をなくするためには、どうしたらよいか」という点を掲載させていただきました。精神障害の場合には差別もさることながら、偏見と誤解からなかなか障害をオープンにできないという背景があります。また、次のページになりますけれども、埼玉県の某高校で、試験的に「メンタルヘルスリテラシー授業」が行われています。その紹介と、その効果もあわせて掲載させていただきました。また、一番最後に「どうすれば差別や偏見をなくせるのか」、日本精神保健福祉協会からの資料も参考までに掲載をさせていただきました。

今回、この意見書を提出させていただいた理由のひとつは、意見書の一番最後に記載させて頂きましたとおり、できれば次期計画書の「保健、医療、福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細やかな対応」の中の「精神障害者」の項目のところに、「精神障害に対する偏見や差別解消に向けた取り組みをさらに進めていく」という追加表記をお願いしたいところでしたが、この意見書を提出した後に、提言案の4ページに同じような内容の掲載があることに気付きました、「(1) 障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進」の二つ目の○に、「障害者に対する偏見や誤解の解消には、都民等が、障害や障害の特性に応じた援助の方法等を知ることが必要である。都は、児童や生徒に対して障害及び障害のある人への理解を深める教育を充実する…」という文が書かれてありますが、この対象となる障害の中には、精神障害も含まれているのかという点を今回確認させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

- 松矢部会長 ありがとうございます。よろしいですね。それでは、ご意見をいただきましたので、これから6時5分まで、他の委員からもご意見をお願いいたします。最終回ですので、この案の中でないようなこととか、あるいはもう少し強調してほしいとか、そういうことで一応この案をたたき台にしながら、ご意見をいただきたい。それをまた拾って、来年の総会に向けての案にしていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、ご意見どうぞ。それでは、まずじゃあ鈴木委員、どうぞ。

- 鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。私からは、3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、まず今日配付していただいた資料の、この提言案の9ページをごらんください。こちらが、2、地域生活を支える相談支援体制の充実の(1)相談支援体制等の整備というところになるんですけれども、ここの一番下の白丸のところ、自立支援協議会について記載をしていただいています。一番下のところが、都は、引き続き、区市町村の協議会の活性化を支援すべきであるという文言になっていますが、ここはぜひ、東京都の自立支援協議会自体の活動の拡充といったことも同時に求めていきたいというふうに考えますので、そういったことを、何らかの文言を入れていただきたいと思いません。

具体的に、ちょっとどういうことをやっていただきたいかということ、後でまた述べたいんですが、それが関係しているところで1点目と、2点目は、13ページになります。こちらのイの第5期障害福祉計画の成果目標の考え方となっているところなんですけれども、ここで国の基本指針において云々というところで、その圏域ごと及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが求められているということが書かれていて、その一つ下の白丸のところ、これ第4回のときの波線が引っ張ってあるところから、部会の発言のところから出しているものだと思うんですが、精神保健福祉センター(3か所)における担当区域内の課題等を踏まえつつとなっていて、これが精神保健福祉センター(3か所)の担当区域というのが、東京都さんは圏域ごとというふうな認識をされて、このような文章になっているのか。これでいいのかなということ、正直思っています。圏域の話が何回か、実際にこの専門部会の中でも出ていたかと思ひまして、東京都は障害福祉圏域というものをもっていないという話も出ていたと思うんですが、その精神保健福祉センター(3か所)というのは、23区の東側に1カ所と、西側に1カ所と、あとは多摩に1カ所ということになりますから、その3カ所を圏域と考えると、かなり東京都を三つに割るぐらいの、相当大的なものになってしまいますので、ちょっとここは圏域ごとというものに対して、こういう文言でいいのかというのは疑問をもっているというところなんです。具体的に、私は本当は12カ所ぐらいの二次保健医療圏域でというのを、一度意見として出させていただいたと思うんですけれども、ちょっとこの文言にはどうしてもひっかかるものがあるというのが一つです。

それから、3番目はですね、記載がないものについての意見なんですけれども、地域生活支援拠点についての記載が、特に今回の提言案の中には具体的に何も書かれていないかと思うんですね。地域生活支援拠点も、第5期の障害福祉計画の成果目標として出されているかと思うんですが、前回の第4期の計画の第七期の、こちらの今日出している推進協議会の提言の本文の中では、一般住宅への移行支援の次に、地域生活支援拠点等の整備ということで、それなりの分量のことが、この提言案の中にも書かれているんですね。

○松矢部会長 何ページでしたっけ。

○鈴木委員 ごめんなさい。こちらの参考資料1のところの17ページに地域生活支援拠点等の整備というのは書かれておりまして、それから、これは大きな区分けでいくと施設入所、入院からの地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援というところの中の一つとして位置づけられているんですが、今回はちょっとそういうものはないですね。一般住宅への移行支援の後、それがなくて、保健、医療、福祉の連携によるということになっていたりするので、ごっそり抜けていますね。これも今回、第八期の専門部会の中で実際に地域生活支援拠点について、直接議論をする時間というのはなかったと思いますので、この協議会そのものが議論をする場としてふさわしいのかどうなのかということもあると思うんですけれども、例えば、やっぱりこの地域生活支援拠点について、今後の3年間で各市区町村に1カ所ずつの整備というのが目標にされるわけですから、そのことを東京都としてやはり推進していくために、東京都がこの地域生活支援拠点の整備について継続的に議論するような場を、ここで設けるということは、何らかこの計画の中にやっぱり書くべきではないかと思うわけです。そこで、先ほどの東京都の自立支援協議会の拡充ということとつなげて考えると、一つは東京都の自立支援協議会を地域生活支援拠点のことについて、きちんと継続的に議論をし、各市区町村に対しても、その整備についてのサジェスションをしていくという場にしていくこともいいのではないかというのが一つです。

もう一つ、自立支援協議会に関しては、9ページの、先ほど私が指摘した都の協議会のことが書いてあるのと同じ項目の中に、基幹型の相談支援センターの未設置の市区町村に設置を促していくということも取り組んでいくと書いてありますので、この基幹型相談支援センターに関しても、市区町村がそれぞれの状況に応じて、もちろん設置をしていくんですけれども、これに関してもやはり東京都が継続的なバックアップ、議論の場をもち続けるということで、こういったこともぜひ都の自立支援協議会と絡めて、次の計画の期間に進めていくということをや言として入れていただくのがいいんじゃないかと思います。

意見は以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。今のお答えについて、ちょっと事務局のほうから説明をお願いいたします。

○渡辺課長 その前に、谷代委員のご質問にお答えさせていただきます。御指摘の部分の障害者には、もちろん精神障害者の方も入ります。

それから、鈴木委員の御意見についてですけれども、ご意見のところは受けとめさせていただきたいと思うんですけれども、地域生活支援拠点について、前期の提言のときには、記載場所が住宅の後になっていたんですけれども、今回は8ページの(3)の一番下の丸のところに記載してあります。地域生活支援拠点というのは前期は理念のみでしたが、モデル事業なども実施されておりまして、部会の中でも実績ですとか考え方をお示ししたので、内容について詳細には書いてございませんけれども、国の基本指針に

即して区市町村に少なくとも一つ整備することを基本としつつと、一応記載についてはまるっきり落としたわけではないことは、ご理解いただければと思います。

○鈴木委員 見落としておりました。失礼しました。

○渡辺課長 ちょっと場所を変えてしまったので、わかりにくくて申しわけございませんでした。

あとは、協議会の内容の個別のことについては、また今後、P D C A等を踏まえて検討させていただければと思っております。

それから、精神の圏域の話ですけれども、ご指摘のところは地域移行のところですので、今、現状として、精神保健福祉センター（3か所）というふうにお示ししてありますけれども、例えば、15ページの精神障害者のところの丸の二つ目ののですが、精神科と一般診療科の医療連携などについては、医療圏を活用して協議会をもっている例もあり、そういったふうと同じ部門でも、それぞれの施策ごとにいろいろな圏域、医療圏なども活用しております。一つ一つを明示するのは難しいのですが、前回も議論していただきましたけれども、今回の資料でいいますと7ページのところに施策の展開に当たっては、社会資源の状況など、それから施策分野ごとに培ってきた関係機関の連携体制を踏まえたということで、いろいろこれから施策を充実していきたいと思っておりますので、その中で総体的に、圏域についてはいろいろ考えていきたいと思っております。

今のところ、以上でございます。

○松矢部会長 つけ足すと、圏域に関することですが、医療の圏域も鈴木委員のほうからありましたよね。そういうことを踏まえた記載は、7ページの丸の3番目に⑤、つまり前回の議論で、地域の面積や人口、社会資源の状況などの地域特性や施策分野ごとに培ってきた関係機関の連携体制を踏まえた単位を活用するなど、効果的な取組云々と、ここですね。ここは私も、教育のほうは6ブロックというのを使っていて、ブロック内でもう連携をやっているわけですね。教育の行政もハローワークも入っていますので、そういうことですね。ですから、精神は精神で、病院の13ブロックなんかが参考になるとあって、これは入れ込みたいと私も思っているところです。

以上です。

それでは、次じゃあ佐田委員、お願いします。その次に佐々木委員にいきますので。

○佐田委員 障都連の佐田です。

本当に大変読みやすい形をつくっていただいたかなと思って、本当に努力に感謝いたします。その上で、いくつか意見を述べたいと思うのですが、一つ、障害者施策の基本理念ところの5のところ、国が締結したというところですが、この後の文言って、多分趣旨を踏まえたということではなくて、批准に向けて、法律整備がされたというふうにして私は認識しているのですが、経過も含めて、少し整理をしたほうがいいのではないかなと思っています。それが1点です。

それから、6ページの身近な地域社会への参加の推進の丸二つ目のところですが、青

年・成人期の障害者の問題のところの中段にある星印のところですが、社会生活技術というのは、ちょっとしっくりこないなという感じがしています。もし変えたとすると、社会生活に必要な知識や技能ぐらいのほうがいいのではないかなと思っていますので、これについても検討していただければと思っています。

それから、10ページの地域生活支援事業の、質問になるのですが、丸四つ目のというのは、事業に関する定期的な調査を行い、必要があると認められるときは、計画の変更を行っていく必要があるというのは、意味をもう少し説明していただけるといいかなと思っています。

それから、もう1点です。15ページの上から丸三つ目のところですが、重症心身障害児のところの記載のところですが、一番最後の、地域生活基盤の整備を一層推進する必要があるという前に、やっぱり重症心身障害児（者）の人たちの受け入れについては、療育センター等の、いわゆる医療的な機能をもった、そういう場が足りないのではないかなというのが、意見としても出されていたのではないかなと思うのですが、もし取り込めるということであれば、例えば、地域生活基盤の前段に療育センターの設置などという形で盛り込んでいただけると、すごくいいかなと思っています。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。これは、じゃあ事務局のほうから今、一つ質問がありましたので、ちょっと指摘していただけますか。

○渡辺課長 地域生活支援事業についてですが、国の指針の文言を引用して記載したので少しわかりにくいかと思うのですが、障害福祉サービスのほうについては、7ページの四角囲みにしてあります1、2、3、4とあって、(2)の上のところ、この部会での進行管理をするといったようなことを書いています。これが、地域生活支援事業のところにもかかる書き方になっていなかったこと、柴田委員の移動支援に関するご提言も踏まえまして、それぞれ東京都、区市町村での計画について、地域生活支援事業についても、そうしたPDCAサイクルを回していくべきであるということを追加したものです。地域生活支援事業についても、既に毎年の実績の評価のときには資料をお示ししているんですけども、改めて、それを入れさせていただきました。

それと、センターの設置については、なかなか3年間の計画という中での制約もありますので、少し検討させていただければと思っています。

○松矢部会長 それでは、佐々木委員、どうぞ。先ほど手を挙げておられました。佐田委員はよろしいですね。

○佐田委員 はい。

○松矢部会長 じゃあ、佐々木委員、さっき手を挙げておられましたよね、どうぞ。

○小川副部会長 菊池委員。

○松矢部会長 菊池委員、ごめんなさい。

○菊池委員 東京都精神障害者団体連合会の事務局長の菊池と申します。

私のほうからは3点ほど、ちょっと申し述べておきたいことがあります、そのうちの1点は、ちょっと強力に入れていただきたい文言が実はあります。

まず1点目は、8ページの障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策というところで、精神科病院から地域生活への移行ということが書いてあるんですが、このグループホームの件、中にこういうことが書いてあるわけですが、このグループホームの充実ということは、もちろん精神障害者の地域居住に移行するために必要なんですが、こここのところにも社会的入院という文言を入れていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですね。社会的入院を解消するという観点から、精神科病院から地域生活への移行、そういうようなことを書き加えていただいたほうが、より一般的な記述よりも、そういう切羽詰まったことがわかると思います。

次に、2点目ですが、この2点目が私一番強調したいんですが、15ページに精神障害者という項目を設けていただいて、これは大変ありがたいんですが、精神障害者の特性ということが星印のところ、精神保健福祉センターにおいてということから、精神障害者の援助のことが書いてあるんですが、この文言の中に、精神障害者は経済面での困難を抱えていることが多いということ、ぜひ入れていただきたい。経済面での援助が不可欠であるということですね。この認識を、皆さんでもっていただきたいということですね。これほかの障害の方も、もちろん共通しているところではあるんですが、例えば、ほかの障害の肢体不自由とか知的の方というのは、本当に見た目でわかるわけですね。そういう方々に関しては、割と経済面でも大変だなということが考慮されやすいんですが、精神障害者は見た目でわからないけれども、経済的には非常に困っているとか、収入の面で困っていることが多いんですね。働いても、なかなか続かないとか。そういうことがあります。ですので、ぜひそういう文言を加えていただきたいということ。

3点目ですけど、20ページに特別支援教育の充実という文言がありまして、この特別支援教育の中に精神障害という文言は入っていないんですけども、こういう精神障害者ということで一般的に言われるんですが、子供の精神障害の人もいるわけですね。これ、特に統合失調症などに関しては、割と早く発症する、中学校とかのときに病気になるケースが結構多いわけです。となってくると、やっぱりこの特別支援教育という概念の中に精神障害という概念も含めていただく必要があるわけですよ。ここは障害者の一般的な言葉の中に含まれているわけですが、この丸の中に、例えば、一般的に障害のある幼児・児童・生徒のライフステージを全体を見通してと、丸三つ目のがありますけども、こういうところの記述の中に、やっぱり一般的な障害ということの中に含めてあるんだということでは、なかなか精神障害ということの特性とか、なかなかはっきりしないと思うんですね。ですので、この特別支援教育の充実という中に、精神障害という概念を、ぜひとも含めてもらいたいということですね。これは必要じゃないかと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方。では、柴田委員。その後、大塚委員にいきます。

○柴田委員 柴田です。

二つ追加をさせてください。一つは、発達障害については基本的には市区町村がきちんと支援体制を組んでいくことが必要だと思うのですが、その市区町村をバックアップする発達障害者支援センターが、東京都内に1カ所しかないのですね。例えば、神奈川県などは横浜市と川崎市と相模原市と、それと圏域と、4カ所あります。兵庫県なども数カ所に分かれています。この大きな東京で、1カ所で全ての市区町村をバックアップするというのは非常に困難ですね。発達障害者支援センターについては、圏域を明確に分けられないかもしれないけども、少なくとも23区と多摩地区ぐらいは必要ではないかと思います。

もう一つは後で言います。すみません。

○松矢部会長 わかりました。それでは、大塚委員どうぞ。

○大塚委員 大塚です。

総合支援法の3年後の見直しに意思決定支援というのが、各法律に入ったんですね。それから、今年度の初めに、意思決定支援ガイドラインが出たということのを考慮すると、意思決定支援ということのを何らかの形で入れるということが必要なかと思っています。例えば、10ページの(3)障害福祉サービスの質の確保・向上の二つ目の丸で、また、障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である事業者等が法令を遵守し、本人の意思決定に配慮しつつ、適正なサービスを提供すると、ガイドラインはそもそも事業者がどんなふう利用者に対して意思決定、あるいは支援を行うか、ということとは考えられるということでございます。

それから、また11ページですけども、イの第5期障害福祉計画の成果目標の考え方の丸の3番目で、成果目標の達成に向けて、区市町村は、計画的に障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図るとともに、都外施設を含む施設入所本人の意向確認、多分、及び意思決定支援、関係者との連携、連絡調整等を行いということが考えられると。意向確認は単なる確認ということなので、むしろ意思決定支援というのは、地域移行に向けて意思を確立して、だんだんそちらに向かうプロセス全体をさす支援なので、それは、やまゆり園の方たちについては、今130人の方に全ての意思決定支援を行うということが行われていますので、同じ状況だと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。とても重要なご指摘だったと思います。

それでは、安部井委員ですか。次、佐々木委員ですかね。

○安部井委員 すみません、遅れてまいりまして申しわけございません。

6ページの身近な地域社会への参加の推進というところで、生涯学習に関して記載し

ていただきまして、ありがとうございました。11月に文部科学省から障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実についてということで、さらに更新された情報が出ておりますが、その中に期待されることとして、自治体への窓口の明確化ということが記載されておりました。ですので、東京都としては、どこの部署が窓口となってやってくださるのかということを確認させていただきたい。文部科学省の事業の中では、都立あきる野学園がやっていることが載っておりましたので、これは教育庁の所管なのかなと感じておりましたので、窓口の明確化をぜひ載せていただきたい。

この中で書きぶりとして余暇活動や孤立とかひきこもりということが書いてありますけれども、医療的ケアがあり障害が重く、なかなか外に出られない障害者にとっては、機会も大事ですけれど、継続的に活動できる場の確保も大変重要で、社会との接点を得られにくい者への支援も考慮して、そういうようなことにも触れていただければと思っております。家庭の中で過ごす時間の長い者への生涯学習の視点も、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。

また、生涯学習を実施する担い手の確保ということは従前から課題の一つになっております。NPO法人など、それを実施している主体に対しての支援も、ぜひ東京都としてお願いしたいと思っております。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 公募委員の佐々木と申します。

提言案の中に3カ所ほど、私のほうから思うところがありまして、委員の皆様、並びに事務局のほうでご検討いただきたいと思っております。

ちょっと順番にといいますか、ページの若いほうからお話をしていきたいと思っております。4ページの障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進で、星マークのところ、今回載せていただいたところなんですけれども、これの下半分のところなんです、「障害は特別な、ごく一部の人の問題である」といった意識上の壁を取り除く「心のバリアフリー」が重要である。とても共感できるんですけれども、ちょっと自分が家族なせいか、「障害は特別な一部の人の問題である」で十分では、「ごく」というのもっともっと少ない感じ、これは主観でしょうか、ちょっと皆さんに議論をいただければな。

先ほど、谷代委員からも意見の中にありましたが、障害は誰にでも起こり得ると。この会議の帰りに、例えばどこかでたまたま事故に巻き込まれてしまったと、高次脳機能障害で、明日から私も障害を負う可能性がある。この「誰にでも起こり得る」という言葉が適切かどうか、わからないのですが、そのあたりも含めまして、「特別なごく一部」よりは、やっぱりもう少し誰にでも身近なんだというニュアンスが検討いただければうれしいなと思っております。

それから、今が4ページでしたが、6ページ、先ほど柴田委員からも、ご意見があっ



た部分になります。成人期の障害者が日中活動や就労後に過ごす場としてという文章で、こちらにつきましても前回の皆様の意見を取り入れていただけて大変ありがたく思っております。

この最後の部分なのですが、集団活動と限定せずにご意見で、私も全く同感でありまして、活動を行う以前に、場がなかなかつくるのが難しかったりしまして、こちらでも提案なのですが、活動の場の確保や取り組み、活動の場や取り組みとか、何かそのような並列な形での表記というのは、いかがなものでしょうか。こちらでもご検討いただきたいと思っております。

最後になります。8ページになります。障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策の一番上の丸のところですか。地域居住の場としてのグループホームは、在宅の障害者の親元からの自立や、成果目標への達成に向けて入所施設や、というところなんですけど、私はちょっと違和感を感じましたのが、「在宅の障害者の親元からの自立」、障害者であっても、成人して一人の人としての人権というのが保証されているかと思いません。

親元というかわりに、例えばなんですけど、家庭生活からの自立、または家族からの自立、このような表記というのはいかがなものかということ、今、三つ提案を申し上げましたので、ご検討いただければと思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それじゃあ、柴田委員、どうぞ。中西さんもいらっしやう。中西さん、柴田さんの後、お願いします。

○柴田委員 提案の8ページのところは、家族からの自立というのと、家族には夫婦もあるのですから、その表現は当たらないと思っておりますので、親元からの自立で、そこはいいと思いたしました。ご指摘、ありがとうございます。

先ほど言い忘れたことで、地域支援のところですが、10ページです。地域生活支援事業の中で、移動支援について東京都の資料を出していただいたのですが、これも大切な資料ではあるけど、これしかわからないのかなというふうに思います。

移動支援の対象者とか、サービスの内容にも格差はありますけども、一番大きな格差は支給量ですね、何時間支給するとか。それからもう一つは事業費単価のばらつきが大きいということがあります。

それについて、例えば障害者団体が、自分の区や市は何かおかしいんじゃないかと思っても、他の区や市と比較のしようがないんですね。

たまたま比較してみると、あそこはそんなにいいのとかいうことがあるものから、ぜひとも東京都で資料の収集と、それからホームページでそれが見られるようにしていただければありがたいと思っております。

ホームページで載せている区や市もありますが、まるきり載せていない区市も結構あ

って、各区市のホームページから調べることは難しいので、これは必須事業でもありませんし、東京都の情報収集と公開のお願いをしたいと思います。

○松矢部会長 わかりました。

それじゃあ、中西委員の後、笹川委員、お願いいたします。

○中西委員 まず、4ページの心のバリアフリーのところなんですけれども、下から二つ目の丸、2020年のパラリンピック競技大会に向けてのところで、このパラリンピックのガイドラインづくりに当事者が入って、かなり意見を言えて、これは客席数の増加などに役立ったわけなんですけれども、ここに最後のあたりに支援が必要な人の理解を進めることで、当事者の意見を十分入れてやって決めていく必要があるというふうな文章を入れていただきたいと思います。

このパラリンピックのガイドラインの報告書の中にも当事者の意見が今後とも東京都のアクセシビリティのガイドライン改正につけても必要であるという文章もありますので、これが必要だと思います。

それから、8ページの最後の地域生活拠点のところなんですけれども、各市町村に少なくとも一つ整備と書いてあるんですけれども、やっぱり我々が協力して、拠点事業のモデル事業を八王子でやりましたときに、50万人の市で10万人に1カ所ないと、知的障害や精神障害の人の日常的な相談支援というのはできないということがわかりましたので、その実態に沿って、少なくとも一つ以上と文章を変えていただきたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、笹川委員。

○笹川委員 今回のこのまとめで、共生社会の実現ということをかなり強く打ち出されていますけれども、共生社会を実現するには、我々だけじゃとても実現できない、相手があることですから、都民の皆さんの認識を変えてもらう、しっかり認識をしてもらう、そのために東京都が具体的に何をやるのかということが、ちょっと読めないんですね。

ですから、やっぱり東京都が都民に対する働きかけを具体的にどうするか、この点をぜひ一つ、具体的に書いてもらいたいんですね。

それと、もう1点、私どもにとっては重要な組織なんですけれども、障害者社会参加推進協議会というのがあります。今、この協会は具体的にどういう活動をしているのか、その辺を説明していただきたいんですけど。

○松矢部会長 よろしいですか。事務局からありますか。

○渡辺課長 東京都身体障害者団体連合会にお願いしている事業だったかと思うんですけども、何かありますでしょうか。

○宮澤委員 都身連の宮澤です。

障害者社会参加推進センター事業は、今、都の委託を受けて、12団体ですかね、港区の東京都障害者福祉会館でやっています。私は顧問ですので、役員とは違いますので

具体的にはわかりませんが、いろんな団体の意見を見て、障害者にリーダー活動、障害者リーダーをつくろうという事業の意見などが出ていましたので、そういうこと改めてやっているんじゃないかと思います。

あるいは、東京都のヘルプマークだとか、そんなことをいろいろ考えています。シヨクさんもそこに入っているのではないかと思いますが、ちょっと具体的に社会参加推進センター事業は、今も、ただ、年一回か二回かなと思いますけど、その程度の事業かと思っております。

答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○笹川委員 都身連がお受けになっているかどうか、それは私はよく知りませんが、せっかくこういう組織があるのに、ほとんど機能していない。それでいいのか、東京都がそれを認めているのか、この辺はどうなのでしょう。

○渡辺課長 すみません、宮澤委員に補足していただきまして、申しわけございません。社会参加推進事業でございますけれども、協議会を設置しまして、事業内容としては相談普及啓発、必要な情報の収集、提供とか、調査研究、それから先ほどお話しいただきました指導研修というようなことをしています。

相談事業については、毎年100件から200件、住宅、法律、就労、医療など様々な生活上の問題について相談等を実施しています。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

佐田委員、どうぞ。

○佐田委員 1点だけ、すみません。7ページのところなのですが、障害福祉サービス等の提供体制に係る基本的な考え方のところの、(1)の一番下の丸のところなのですが、これは先ほど地域生活支援事業と同じような表現ですよ。

ここに、少し先ほど柴田委員から出た格差問題、区市町村によって受ける支給状況を含めて、格差があるのではないかという視点を持っているのですが、国の指針のところの全国どこでも必要な訪問系サービスの保障と、訪問系だけではないのですが、必要な支援の保障というあたりのところを盛り込むべきではないかなと思っております、これも検討していただければと思っております。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、次のほうに移りたいと思うんですが、ここの部分で。

じゃあ、どうぞ。

○笹川委員 先ほど申し上げた、都民に対する東京都の働きかけ、何か具体案があるんですか。何か、今、やっていますか。

○渡辺課長 都民への働きかけですが、差別の解消の条例等、今、策定に向けてその普及啓発等をいろいろやっておりまして、先日もシンポジウムに250人以上の方が参加し

ております。それからヘルプマークの活用ですとか、電車の中での普及啓発とか、そういったさまざま普及啓発、それから区市町村にもヘルプカード普及への支援をいたしまして、区市町村のいろいろ取り組みを支援し、特に障害者週間等で理解促進を広げていただくということを、各区市町村も含め、取り組んでおります。

○笹川委員 あと、もう一つお願いします。ご承知のとおり、最近、ホームからの転落事故が大変増えています。私どもは、そのために鉄道関係者や各自治体に対して対策を講じてほしいということを陳情していますけれども、その中で一つ、声かけ運動ということを奨励してもらっています。

これが非常に有効なんです、今まで全く障害者に対して接触のなかったような人が、進んで声をかける、手を出す。こういうことが実際に起こっております。やっぱり東京都もそれぐらいの積極性がないと、セミナーをやった、研修をやった、それでいいということには決してならないと思うんですよ。

いかに都民の皆さんが障害者問題に関心を持ってもらえるか、先般はアンケート調査で出ていましたけれども、例えば障害者差別解消法についても、ほとんどの人は知らないですよ。やっぱり、そういう点を解決しない限りは、共生社会なんて生まれるはずがないですよ。その辺を東京都として考えてもらいたいと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、時間的には少し区分したところから超えているのですが、これから17ページまで、それ以降の範囲で最後までのところ、議論をしていきたいと思います。

Ⅲですね、社会で生きる力を高める支援の充実ということで、そこからご意見をお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ、佐田委員。

○佐田委員 障都連の佐田です。いくつか。

まず、20ページのところですが、特別支援教育の充実のところ、丸の6個目のところですがけれども、いいでしょうか、発言しても大丈夫ですか。

このところ、知的特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を更に推進するということがあるのですが、基本的に教室不足の解消というのは非常に課題としては大きな課題になっているのではないかと考えています。

そういった点で、表現についても増加に対応した特別支援学校の建設等について、具体的に入れておく必要があるのではないかと考えています。

それから、その項の下の2段目以降のところですが、障害のある幼児・児童・生徒が安心して安全に過ごせることというのがあるのですが、学校は当然、安全・安心で過ごせるというのは前提で、問題はやっぱり必要な教育を受けられるように教育環境を整備していくという形で、表現したほうがいいのではないかという感じがします、これ、ぜひ検討していただければと思っています。

それから、教育のもう一つ、一番最後の丸のところですがけれども、次のページの21

ページに、上から丸二つ目のところに、私立の特別支援学校の保護者負担の問題にちょっと触れていると思うのですが、これも私、ずっと発言していたところで、やっぱり保護者の負担なしに、頼らないで教育は受けられるということが必要ではないか。

そういう表現をぜひ入れてほしいと思います。例えば、体制を整備することや保護者に頼らない教育条件整備など、豊かな教育を保障する教育環境を確保していく必要があるというふうな形で、直していただけないかと思っています。

その前の安全な教育というところもちょっと気になります。安全な教育というのは何なのという感じがしますので、その辺の表現の仕方を含めて少し検討していただけないかと思っています。

それから、22ページのところですが、第5期障害福祉計画の成果目標の考え方というところの、④の丸一つ目のところ。障害者の一般就労と職場定着を支援するために必要な目標を設定すべきであるという意思を持っているのですが、このところも具体的な目標設定というよりも支援体制等の整備を行うという形で表現したらどうかと考えました。この辺も検討していただければと思っています。

それから、最後ですが、25ページの人材確保のところ。ここも文言的には表現を変えていただいて取り入れていただいているかと思っています。もう少し踏み込んで表現というのはできないものかと思っています。

特に、人材の確保はこれがなければ、計画が進まないと考えてもいいのではないかなんじやないと言われるぐらい、大事条件整備になっているのではないかと思っています。ですが、そういう点では、キャリアアップの処遇改善が必要であり、国に改善を求めるとともに、都独自の施策を行うことが求められているというぐらいの表現で、改善に向けての踏み込みを強めた表現にさせていただけないかなと思っていますので、ご検討ください。

以上です。

○松矢部会長 大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 19ページの(3)障害児支援に関する基本的な考え方の四つ目、また、教育・保育等とも連携を図りという、その後なんですけども、発達障害者支援法が昨年改正されて、情報の共有というのが条文に入りました。教育法等も連携を図り、情報共有を行いながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援ということになると、もう少し詳しく具体例が入るかなと思っています。

同じように、20ページです。特別支援教育の充実の4行目、これも発達障害者法の改正によって、障害のある幼児・乳児・生徒のライフステージを見通して一貫性ある支援を行っていくために、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関と書いてありますけど、この教育の前に、どこまで詳しく言うかわからないですけど、法律の条文だと、個別の教育支援計画の作成などを通してと入れると具体性が出て、それはなぜかという、特に放課後等デイサービスと特別支援教育の個別的教育支援計画の連携が非常に行

われていないことによって、今、放課後等デイサービスの質の兼ね合いとかいっぱいなっているんで、その課題にも応えられる。

あと、労働の後、入れるのかどうかは、何というか、司法という言葉が入って、司法分野で犯罪の被害者にも加害者にも困るんだけど、やっぱりニュアンスは微妙なんですけど、司法という言葉は発達障害者支援法の改正において入ったわけですので、連携先として書いておくというのも一つの考え方です。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、山下委員、どうぞ。

○山下委員 青梅学園の山下でございます。

今の同じ20ページのところで、次年度から特別支援教育が変わると思うんですよ。僕も細かくわからないんですが、今まで通級で特別支援学級に通われていたのを、今度は教員が各普通学校に通っていくという形になるんですね。さっき安全確保、重症児の安全確保だけじゃないんですけど、非常に我々入所施設だったり、通所施設に行動障害の激しくなって入ってくるという場合には、特別支援学校でということではなくて、普通学級の中でいじめとか、そういうことが起きて、行動障害がついて入ってくるというか、対応しなければならないということが非常に多いんですね。

そういう意味で、どういうふうに表現していいかわからないんですけども、特別支援学級じゃないんですよ。普通学級の中にいる障害児たちをどう対応していくのか、どう守っていくのかみたいなのが課題となってくるんじゃないか。文言としてどうというふうには言い切れないんですが、非常に心配をしているところで、今までは通級で特別支援学級のある学校に通ってきたんですけど、今度は逆で、教員が行くという形にたしかになっているはずなので、その辺のところはきちんと普通学級の中で障害児のいじめやそういうところから守っていくみたいなのをよく配慮していただきたいなと思っているんですが、課題として挙がっているのかどうか。ちょっと僕も、教育現場のほうはよくわかりませんが、私、特別支援学級のある学校の学校運営委員なんかもさせてもらってまして、その中で非常に心配だなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○松矢部会長 これは、28年度から小学校では始まっているんですね、もう既に。ですので、教育のほうの専門の方、書記のほうでいらっしゃいますか、どなたか。

○渡辺課長 部会長、すみません、教育庁につきましては、会議が輻輳して出席が難しいということで、事務局のほうから意見をお伝えして対応したいと思えます。

○松矢部会長 わかりました。ご趣旨、よくわかりますので、ご意見を反映していきたいと思えます。

ほかにどうでしょうか。

じゃあ、柴田委員の次、笹川委員と。

○柴田委員 ありがとうございます。まず、20ページの特別支援教育のところですが、今、特別支援教室が始まっていることと、個別教育支援計画にも取り組みを進めているので、それはここに書かれたほうがいいのではないかと思います。

それから、私の意見書の2ページ目の特別支援学級の問題です。都は、特別支援学校のほうに特に力を入れています。資料別添1でも、特別支援学級については、ほとんど触れていません。

資料9、東京都の特別支援教育推進計画の3ページ、方向性Ⅱの政策目標のところ、特別支援学級の専門性の向上に取り組むと書いてありますが、特別支援学級の配置の問題は、非常に問題があると思います。

平成27年度のデータを見ましたところ、都内の小学校で、全学校のうち、特別支援学級の設置校というのは4分の1しかないのです。1,300校ぐらいの小学校のうちの300いくつの学校しかない。学級数は822学級ということですから、東京都内は平均しますと四つの小学校の一つに特別支援学級が置かれていて、その小学校には平均して三つの特別支援学級があるということで、特別支援学級自体が偏在をしているわけです。裏を返すと、特別支援学級に行っている子供の4人のうち3人は自分の学区域ではないところに通わされているという状態なのですね。

これは、東京の特殊事情でありまして、この話を全国でしても何のことか通じない。大体の県では特別支援学級がその子供の学区域の学校につくられているものですから、話が通じないぐらいに孤立します。小さいうちは普通学級に入るといって人が知的障害児でもいますが、2年生、3年生になるに従って、だんだん難しくなってくる。その次のステップで特別支援学級にといったときに、既に自分の学区域から離れなければならない、ほかの学校の特別支援学級に行かなきゃいけないということがありますので、そこで地域から引きはがされるわけです。

そうすると、学区域から離れることでは、特別支援学級でも特別支援学校でも変わりがないことになりますので、特別支援学校のほうが職員は手厚いということで、特別支援学校に流れてしまうという構造になっているのではないかと思います。

そういう点は自閉症関係も同じです。学級の偏在ということについて、真剣に検討をしていただくようお願いをしたいと思います。

それから、24ページの就労支援のところですが、就労継続Aが他県で閉鎖されて、大量の解雇者が出ている状況があります。こういう中で、先駆的に展開しているところを奨励するとか、就労継続Aは企業が行っている場合が多いのですが、福祉事業者においても成り立つように支援をするとか、共同発注が今もありますけども、そういうような検討をしていただけないかと思います。

それから、最後に25ページですが、福祉サービスの人材不足の問題は本当に深刻な問題です。キャリアアップも処遇改善も必要です。その上で、さらに職員が障害者福祉にかかわることへのプライドを持てるような、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

ます。

○松矢部会長 就業、作業所のほうはいいですか。

それでは、笹川委員、よろしく願います。

○笹川委員 災害対策のところなんですけど、以前、これは市橋さんからも指摘があったと思うんですけど、要援護者と要支援者、どう違うんでしょうか。その辺の説明をお願いします。両方、使われていますね。

○渡辺課長 すみません、今、明確にお答えできないので、用語を調べて調整します。申しわけないです。

○松矢部会長 これは、法の改正のと関係しているんですね。

ほかにどうでしょうか。佐々木委員。願います。

○佐々木委員 公募委員の佐々木です。後半も三つ、意見を出させていただきたいと思えます。ご検討、願います。

19ページ、障害児支援に関する基本的な考え方の、この項目の中に、先ほど大塚委員様からも同様の意見も出ておりましたけれども、放課後等デイサービスにおける学齢期の余暇における放課後等デイサービスの支援内容というところで、地域から離れていますよという現状をお話ししたいと思えます。

私の子供が今、特別支援学校高等部3年生、児童福祉法の制定で、小学校6年生のときに放課後等デイサービスができ始めました。それまでの保護者といいますのは、やはり送り迎えをしたりとか、公共の交通機関に乗る練習をしたりとか、信号の渡り方を教えたりとか、本当に大変でした。障害児の保護者としての生き方しかできなかった中で、放課後等デイサービスができたことによって、夕方までの時間がそれぞれの時間がつくれるようになって本当にありがたいことではありますが、今、東京都全体にそうなんですけれども、学校からそのまま送迎車で送る形で、実際に地域で行動することというのがむしろ少なくなってきているのは、よくご存じかと思えます。

28年には、厚生労働省から放課後等デイサービスの質のチェックリストというのを出たと思えますけれども、この観点をどこかに入れていただければなというふうに考えています。

それから、二つ目が、先ほどからも何人かの委員様からもご意見が出ております、人材育成のところですか。三つ目の丸のところ当たるのかなと思えますが、25ページ、サービスを担う人材の養成・確保（施策目標V）のところですか。大勢の委員様からご意見が出てるところなんですけれども、こちら保護者の立場から私の感じたことをお話しさせていただきます。

人材確保に向けた取り組みや、職場研修の実施の支援、離職防止に向けた相談支援などの中に、恐らく入っているのかと思うのですが、支援員同士の疎通が大変よかったりとか、それから長く定着している事業所等を見ますと、中間的なリーダーの方とか、それからトップの方の方向性がとてもしっかりしていて、それに対してプライドを持って



働いていらっしゃる方が多いようにお見受けしています。多分、一般企業でも福祉の事業所でも同じことではないかと思うんですが、そのような観点を取り入れていただけないのではないかなど。実際に、長く定着して働かれているところも存在します。

そういったところで、ぜひもう既に入っているかもしれないのですが、中間的なリーダーの育成といった何かニュアンスも入ってくるといいのではないかなど思っております。

それから、その下のほうで、一番最後のグループホームについてはというところで、これから先、小規模法人の運営する小規模なグループホームも増えてくるであろうというところで、これもやはり実感したところなんですけれども、量的な整備の推進とともに、質への配慮というふうに書かれておりまして、これを一歩進んで質の担保としていただけないかと感じるエピソードがありました。とてもショートステイで八王子市で人気があるといいますか、使い勝手がよく、見学に行きまして契約もしまして、さてご飯はということになったら、湯せんのものというグループホームの皆さんもそれを食べていらっしゃる。あんまり気に入らないときは、近くのスーパーやコンビニで好きなものを買ってきて足していますと。

そういうことはたまにはあってもいいと思うんですけれども、グループホームで毎日のようにということであると、やっぱりとても心配だったりとか、だったら本当にご飯を炊いて食べさせて、うちにおきたいなと思ってしまうわけなんです。

なので、その人らしく生まれ育った環境とそう大きく変わらず当たり前の暮らしをというところが、やはり保護者の思いとして、遺言に近いもので、ぜひ質の配慮というところを、もう少し一歩進めていただければなと思いました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○松矢部会長 ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。あと、続いて、中西さん、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。私も25ページのサービスを担う人材の養成・確保のところに関しての意見なんですけど、これは皆さん、いろいろとご意見があるかなと思うんですけれども、私は福祉の人材の確保・育成・定着への取組の充実というところに、福祉の人材にこそ、実は障害を持っている方ご本人にぜひ積極的にこの分野の人材として参画していただくということを、何らかの形で推し進めるというか、そのことを東京都としてもバックアップするというふうなことがあってもいいんじゃないかなと思っています。

それが、ピアサポーターを養成するという意味ではなくて、福祉人材、この福祉というような分野でこそ社会の中のいろいろな労働分野の中で最も障害者本人を人材として認め、雇用していくという環境を一番積極的につくっていくことが必要な、私たちが率先してそういう分野になっていくべきではないかとも思いますので、この計画の中にどのような文言で書くかということはあるんですけれども、ぜひそういった観点も取り入れてみてもいいんじゃないかなということをおもいました。

以上です。

○松矢部会長 実際に当事者の方で立派なリーダーがたくさんいらっしゃいますよね。  
はい、どうぞ。

○中西委員 D P I の中西です。今のご意見は、かなり慎重に考えなければいけない。というのは、この前も宇都宮の施設で虐待を受けた東京都民がいるんですけども、この場合は知的障害の職員を雇っているんですね、この施設はね。知的障害者の職員が、知的障害者を虐待するというを上の方の指示でやらされている。施設全体で知的障害者は殴ればおとなしくなるという教育しか受けなかったという裁判のときの証言もある。いじめられている人間が人にいじめ返す。知的障害者職員が2カ月で正規雇用にしてやるよとだまされながら、2カ月後に雇用されなかったというんで、そのストレスで入居者を殴ったというふうな連鎖を起こしたわけで、この25ページの人材確保のところ、特に重度障害者の施設において、重度化の進行に伴って、施設職員の支援力の強化を図ることが求められるというところですけども。

虐待を絶対しないような職員として育てなきゃいけないわけですけども、ここの職員教育等は全くなくて、先輩に見習えというだけの指示しかなかったということで、先輩が殴っているのを見て、同じことをやってしまったというふうに言っているんで、本当に虐待など決して起こさないような研修の強化というのをやらなきゃいけないということを書き加えていただきたいなと思います。

やまゆり園のような事件が今後、重度化の施設においては十分頻繁に起こり得るなど、職員のやりがいというのを感じなくなっていく。今までの施設だと、一人や二人、しゃべれる人もいたけどほとんどしゃべれない人たちばかりの施設がこれから増えてくると思うんで、それを心配しています。どうやって、権利擁護をやっていくかというのをきちんと考えていただきたいと思うんで、どこかで文章をきちんと入れていただきたいと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、渡辺課長。

○渡辺課長 すみません、人材のところもなんですが、9ページの虐待防止のところ研修をしっかりとしていくということと、それから、次のページに、先ほどのA型とか放デイにも通じるんですけども、障害福祉サービス等の質の確保・向上というところもございます。こういったところで記述を検討したいと思います。

虐待は、あってはいけないことですので、きっちり検証していきたいと思います。

○松矢部会長 どうぞ、森山委員。

○森山委員 いくつか述べさせていただきたいと思います。育成会の森山です。

18ページの障害児入所施設から、成人のほうの入所施設というところなんですが、本当に空きがなくて、結構困っていらっしゃる人がかなりいます。こういった状況をしっかりと踏まえながらと書いてありますが、やっぱり調査をして、どのくらいの人が成

人のところへ行くべきか、いかなきゃいけないのかというところも重要ではないかなと思います。

それから、その次のところ、障害児支援利用計画というところの、先ほど大塚先生がおっしゃったような、連携・情報共有というところですが。大人のほうのサービス等利用計画も事業所等の個別支援計画と連携・共有しておりますので、子供のほうの利用計画とそこから大人になるところのサービス等利用計画の引き継ぎ等をやっぱりしっかりとしてもらいたいなと思いました。

それから、24ページなんですが、就労支援の充実強化、福祉施設で働く人、B型の人などは工賃が月3,000円という人がたくさんいるんです。そういう人が、ではどういいう住まいの地域移行をしていくかというところになると、やはりグループホームに入るところは、とても難しい。食事提供加算のことも、今後出てくると思いますので、そういったことを考えると、やはり親の持ち出しというのが非常に多くなるんじゃないかなということがありますので、これは両方側から所得保障ということをしかりと行ってもらいたいと思いました。

それから、25ページの担い手、先ほどから人材育成というところが出ておりますが、質の向上ということは重要ですが、まず数の確保といいますか、週末に移動支援で出かけたというようなことがあっても、なかなか同性介護のそういう人が見つかりません。本当にこれはすごく探さなければならぬですね。なので、こういうところの質ももちろんなんですが、数というところも考えていただければと思います。

それから、ついでですが、移動支援についての資料10、ありがたいと思います。こういうふうな、よその地域のところのものが比較するものが。

それで、移動支援ですが、例えば福祉園から帰りにプールに行く、すごく近くのプールなんですけども、移動支援は自宅が始点なので、まず、生活介護のバスで家に帰って、そこから生活介護に近いところにあるプールに、また出かけていくと、こういう使い勝手の悪さというのもあります。本当に移動支援を使ってまでそれをするかというふうになると、せっかく帰った余暇活動が全くできないというような状況もあるので、移動支援の自宅からというようなどころの融通がきくようになればもっと使いやすいサービスになるなと思いました。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

じゃあ、柴田委員と、それから小川委員も、どうぞ。

○柴田委員 柴田です。

高齢の障害者の問題ですけれども、65歳を過ぎて障害福祉サービスと高齢者サービスの両方を使う場合に、障害福祉のサービス利用計画ではなくて、介護保険の介護支援計画になるようですね。

そうすると、介護保険のケアマネジャーが障害者のサービスとか、障害者の特性をよ

く理解していないと、うまくいかないのですよ。

それは県によって違うとも言われますが。

とするならば、介護保険のケアマネジャーがきちんと障害の問題を理解し、対応できるような取り組みをしていただかないと。その問題をどこかに入れてもらえればと思います。

○松矢部会長 一応、ご意見、お願いしておきます。

じゃあ、小川委員、どうぞ。

○小川副部会長 他の委員の方が繰り返しおっしゃっているので、再度ということになりますが、最後のサービスを担う人材の養成・確保、ここが本当にさまざま意見が出ましたけれども、前回の前期に比べると、ここの項目数が13から今回から減っておりますよね。

記載場所を移したということがいろいろあるんじゃないかなと思いますが、やはり人材確保については、次の期でより深刻な状況になっているのではないかなと思います。

私は大学で人材養成していますけれども、福祉系のやはり人材養成の大学は、次々に撤退をしていったり、あるいは福祉という看板を薄めないと学生がなかなか来にくくなるという状況があって、そこで確保しても、何とか人材を養成しようとしても、今度、就職のところで、これまで確実に現場に行ってくれていた学生の層が、民間企業のほうに就職をしていくという現状がありますので、これはもうどんどん加速していくと思います。

ですから、まず今回のこの期で、人材の確保については喫緊の課題であるという、その現状認識について明確に最初、打ち出させていただきたいなと思います。

それから、先ほど項目が減っているということについては、さまざまな書きぶりで移動したところがあると思うんですけども、やはり東京都として今期人材の確保・育成について非常に重要に取り組んでいるという姿勢を示すためにも、少し構成について最後のところを重視する構成に修正ができたというふうに思います。

それから、今、人材ということでさまざまな人材について議論されていますけれども、やはり専門教育を受けた新卒者をどういうふうに確保するのかということがまず一つあって、ここの課題は先ほど申し上げました。

それから、次は定着の問題ですね。定着の問題は、随分、処遇の改善等で書かれています。

それから、他業種からの転職をいかにうまく受けとめるかという、新卒確保と、それから定着と、転職をうまく支援するというような視点で少しここが整理されるといいのではないかなと感じました。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

佐田委員、どうぞ。

○佐田委員 すみません、1点だけですが、終わりのところ、26ページのところですが、中段部分に、十分に論議ができたかといったら、なかなかこの短い時間の中でというのは難しいのですが。後ろから二つ目の丸のところ、提言としては一応、計画期間中においても引き続き本協議会において評価・審議を行うことが望まれるというふうに書かれているのですが、ここももう少し踏み込んで、基本的にどういう形でやっていくのかというのは、ぜひ検討していただきたいし、そういうところこそ、十分な論議がつけられるのではないかなという感じがしていますので、その視点で提言をするということをお願いしたいなと思います。

以上です。

○松矢部会長 この点は、見直し云々というのが前の提言のときにもあったと思うんですけども、それを含めて考えてみます。

どうぞ、小川委員。

○小川副部会長 すみません、1点だけ言い忘れました。同じ25ページの人材のところなんですけども、一番上の丸なんですけども、多様な事業者の参入を促すとともに、これは前回もそういった書き方になっていますけれども、先ほどA型の話もありましたが、かなり多様な事業者の参入ということについては、促しはもう終わったというか、その結果がさまざまあらわれている段階なのかなと思います。

多様な事業者の参入を促すことが行政として必要な時期と、それから、かなりそこが参入してきて、今度は質の確認ということを中心として、行政は取り組む段階等がありますので、果たして今期、促すということが必要なかどうかについて、ご検討いただきたいと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ほかの委員の方の発言に触発されてですけれども、2点だけ、一つは、先ほど森山委員が就労支援のところでおっしゃったことで、所得保障という観点について指摘していただいたのが非常に重要だと思っていて、施策目標のIV、これIVですよ。いきいきと働ける社会の実現という、ここの内容全体がいきいきと働ける社会の実現というのは、いきいきと働いて自分で得たお金で生活を成り立たせていくということだと思うんですよ。

だから、この就労支援の目標全体の中に、やはり障害者が働くということが働いて得た賃金で自分の生活をやっていくということにも含んでいるのであるということ、何らかお金を、ちゃんと稼げるような形で働いて暮らしていくということを支援するんだということ、何らかの形でどこかに、全体としてそういうことにまで視野を広げて施策として取り組んでいくということ、わかるような形で書いていただきたいなというのが一つです。

もう一つ、柴田委員が高齢の障害者のことをおっしゃいましたがけれども、皆さんご存

じのように障害者総合支援法は、介護保険との関係で言うと、介護保険に同等のサービスがある場合、そちらを優先ということが原則として明記されていますが、ただ、必ず介護保険に移行しなければいけないというわけではないはずですし、65歳になったからといって、今まで持っていた障害に基づくさまざまな生活上のニーズというものが消滅するはずはないので、実際には、障害と高齢の関係の問題というのは、仮に65歳になってその方が介護保険の対象になったとしても、障害のサービス、障害のニーズに基づく支援が必要な場合には、きちんとサービスや制度を選択、ご本人の意思で選択できるということを保障するというような、そういったことがやはり必要になるんだと思うんですよね。

これ、本当、介護保険とか高齢のほうとも関係する話なので、障害者施策だけの話ではなくなりますが、ぜひそういったことがご本人自身が選択をして自分の生活に必要なものを年齢で区切られずに選んでいけると、それを何らかこの計画の理念の一つとして反映していただけると、本当にいいのかなと思っています。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

山下委員。

○山下委員 青梅学園の山下です。虐待のことなんですけども、社会福祉法人、僕、いくつか虐待施設の立て直しをこの間、ずっとやってきてはいるんですけれども、やっぱり変わってきました、社会福祉法人ではなくて別の法人でやっている事業体の虐待が明確になってきているということがたくさんあるんですね。

それで、そのところ何といふかな、例えば私は東京都の社会福祉協議会の中の知的部会であったり、発達障害支援協会ということで事業者団体をやって、研修機会をつくって、もちろん人権教育だったり、それから支援のノウハウだったり、そういうことをやっているんですけれども、多様な事業者は来ないんだよね。来ないといふか、まず加盟していないし、研修についてオープンにして、一応、東社協の知的部会についても、それから我々支援協会についても、オープンで自分たちが所属しているとか関係なく、勉強できる機会を提供しようといふことでやってはいるんですけど、まあ来ない。

私たちは、カンファレンスでうちの利用者がそこから、この間、事件があった、うちの青梅市の施設の、施設と言いたくもないんですけども、事業体との関係でも、そこからうちの利用者で通ってもらっていたんで、そのときにもひとつひとつ、穴があいた靴下にはかせちゃだめだよとか、ご飯粒がついたまま作業所へ出しちゃだめだよとか、そんな話みたいな、そういうことも指導してきたんです、その事業体に。

そしたら最後には、カンファレンスをやって、すごく違いが増えてきちゃったので、医療的なケアも薬もちゃんと併用して支援しないとだめだよというカンファレンスをやったら、うちの利用者は山下さんのところには出しませんといふことで切られちゃったんですよ。

指導していく機会を奪われてしまっていてできないというようなことも現実には起こっていて、本当に本格的に問題になって東京都が手伝ってよと言われたところは、もちろんお手伝いには行ってやっていますんですけども、そうじゃなくて日常的に近隣の中でほかの施設がNPOだったり、株式会社でやっているところに対しても何らかしお手助けをしようと思っているんですけど、向こうで切られちゃうんですよ、門戸を閉められてしまって、我々が少しでも地域の中で、私も施設をやっているんで、施設全体のレベルアップを図っていきたいと思っているんですけど、それが閉じられてしまうことが非常に多くて、限界性を感じながら、だけでも、その施設へ行ったら殴っているのを職員が見たりしていますよ。

それから、鍵を閉めているのもみんな知っているし、手足を縛ることを最初に教えるみたいなことも聞いているし、みんな知っていますけども、でもそこを少しでも、だからだめだとかということではなくて、同じ地域の中での活動体なので、少しでも助けていこうとか、知識を加えていこうとかということは、我々としてもやっているんですけど、何というのかな、無力感じゃないんですけど、これを事業計画には言わないんですけど。

さっきのところの25ページの参入を促すとともにだけど、この質の維持のところを社会福祉法人ではなくて、やっぱり福祉を根差してきたんじゃない事業体についても、より何か研修の機会を与えていくとか、質が担保できるようにしていくみたいな、もうちょっと本当にやってほしいんですけども、僕らも協力しますけども、より強く書いてもらわないと、本当にできるようにしていかないと、先ほどの森山委員の意見なんかもそうですけど、移動支援も、市区町村もそうですけど、うちも今、鈴木委員ともちらちらと話をしたんですけど、生活介護事業所に移動支援の人が来て、直接、連れていっていますよ。

プールでも、お風呂でも、どこでも連れていっていますけど、その辺のところをもう少し自由度を上げるというところは、やっぱり東京都にも指導してもらおうとともに、今の質の確保については、今までは社会福祉法人が中心だったんですけども、今、事業体は社会福祉法人ではなくなっているので、そういうところがちゃんと研修の機会が持てるように、より強くお願いしたいなというふうに思っています。

そうじゃないとね、本当にもう地域でかわいそうでしょうがないという言い方は変だけれども、同じサービスを受けていて、本当にかわいそうだなというふうに思ってしまうので、すみません、ちょっと感情的になっていますけど、皆さんに一言お訴えをして、終わりにしたいと思います。

○松矢部会長 時間が過ぎてしまったんですが、越智委員から、まだ発言されていないので、どうぞ。

○越智委員 東聴連の越智と申します。時間が過ぎているのに、申しわけありません。なかなか言うタイミングがつかめなくて、すみません。

25ページの人材の養成のことについてですが、慢性の手話通訳不足が続いています。通訳がないわけじゃなくて、地域の手話講習会や都の講習会で養成されている通訳はそれなりの数はおります。

問題が何かと言いますと、手話通訳だけでは食べていけないんですね。普通の仕事を持つ必要があります。昼間はそうすると、動けません。その結果、需要があるのに動けないという状況があるんです。要請とともに、そういう人材を活用できる環境の整備も必要じゃないかと思います。その辺を含めていただければと思います。

2点目は、言うタイミングを逸してしまったんですけど、前のところで、いいですか。

○松矢部会長 どうぞ。

○越智委員 4ページなんですけど、(1)2020オリンピックのところですけども、その中に、思いやりの心を持った対応が求められると書いてありますが、これは必要とは思いますが、ただ、現状としては思いやりの心を持っていても、いざとなるとどうしたらいいかわからないということが多いんじゃないかと思います。

例えば、ちょっと前ですが、視覚障害者に対してもどうしたらいいかわからなかった。でも、今は声かけが効果があるということが普及して、行動に移す人も増えていると。

そのように思いやりの心を持って、かつ行動に移せるというあたりが大事じゃないかと思うんです。思いやりの心だけでは足りない、そうはっきり書いたほうがいいんじゃないかと思います。

思いやりの心を持ち、それを行動に移せるというような内容に変えたらいいかかと思っています。

○松矢部会長 わかりました。今の点、入れたいと思います。そのとおりだと。確かに今、交通機関では相当声かけをやっております。私もこの間、ずっと関東運輸局の会議、バリアフリーについて言っています。

要するに、人情報なんですよ、人と人がつながらないと、幾らホームドアができて墜落してしまうんですね。これは、聴覚障害者も同じなので、思いやりだけでなく、聴覚障害者の場合、どういうふうに我々、対応したらいいのかという、その要するに教育といいますか、啓発が必要なんですよ。

障害の状態によっても違うので、その辺のことですね。視覚障害者の場合には、どこをお持ちしましょうかというような一声が大切なので、どこを支えましょうかというようなことが大切なので、そういうことは、かなり教育のところの重要性だと思いますので、今日、最終回ですけども、いろいろいただいたところで、こちらで補足していくところは、いろいろと文脈も考慮しながら入れていきたいと思っています。

賃金と、社会保障の手当の問題、非常に微妙なんですよ、こういう福祉の支援と、どうバランスが。でも、どこかにないと、やはりいきいきと生きていけないということはあることはある。

私も専門がそういう障害者福祉専門でやってきましたので、当然なので、どこかにそ



ういう考え方がきちっと入っているというようなことは、こういう文章では必要なんだろうと思うので、なるべくそういう配慮をしながら、最終的な案をつくって、総会にかけていきたいと思っております。

時間が来ましたので、事務局のほうに一旦、お返ししてから、閉会にしたいと思いません。

どうぞ。

○渡辺課長 次の会議は、1月25日となっております。この日までの間に、部会長とも相談しまして、改めて提言内容、今日いただいたものを整理しまして、会長への報告ということをもとめてまいりたいと思えます。

それで、また、今日出せなかったものの意見をどうしてもということがあれば、また寄せていただいてということも考えております。それから、次回、場所が都庁がとれませんが、住友のスカイルームということで予定してございます。そういったご案内を事務局のほうから差し上げて、今日の意見と、期限を設けさせていただいて、いただいた意見について、部会長とご相談しながら、こちらのほうで取りまとめて報告するというので、先生、それでよろしいでしょうか。

○松矢部会長 それでは、今日もたくさんの補足のご意見をいただきましたので、なるべくご意見を取り上げながら、まとめていきたいと思えます。

総会の場合も案でございますので、皆さん方にご賛同いただいて、会長のほうにお渡しできればいいなと思っておりますので、最後の努力をしてみたいと思えますが、皆様方も最後にここはこうだという、ある意味では、この案の文脈に沿った訂正の仕方を出していただけると、割合何というか、直しやすいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で、閉会といたします。どうもありがとうございました。

○渡辺課長 それでは、どうもありがとうございました。

(午後7時12分 閉会)